

「人生花咲きアカデミー」受講契約書

中村 美穂 (以下「甲」という。) と RAN 人生花咲きコンサルタント
蘭野いっこ (以下「乙」という。) は、次の通り契約 (以下「本契約」という。) を締結する。

第1条 (講座)

- 乙は、次のうち甲が選択する (以下「本講座」という。) を提供し、甲はこれを受講する。
 - 脳科学、潜在意識、心理学、数秘学等を利用して、女性がより魂が輝き幸せに自分らしく生きるための継続講座
 - 継続講座に関するワンデーセミナー
- 乙は、本講座により、特定の利益、成功等を得られることを保証しない。
- 本講座の名称は、「人生花咲き講座」とし、その具体的内容及び提供方法は別に定める。

第2条 (契約期間)

本契約の契約期間は次のとおりとする。

継続講座

令和 4 年 10 月 12 日から令和 4 年 2 月 11 日までとする。

第3条 (料金)

- 本講座の料金は、次のとおりとする。

128,000 円
- 甲は、前項の料金を 令和4年10月12日までに乙指定の次の銀行口座に銀行振込又はインターネット上の決済代行を利用する方法により支払う。支払いにかかる手数料は甲の負担とする。

第4条 (中途解約の禁止及び返金)

- 甲及び乙は、本講座により提供される商品及び役務が情報商材としての性質を有するため、返品及び中途解約できないものであることを確認した。
- 甲は、前項に基づき、本講座の受講開始後に本契約を中途解約することができないこと並びに中途解約による返品及び返金を求めることはできないことを承諾する。

第5条 (確認事項)

甲は、以下の事項について承諾する。

- (1) 本講座を受講した効果及び本講座において示された表現・効果等の再現性については個人差があり、必ずしも本講座により利益や効果が生じるわけではないこと。
- (2) 乙が本講座の受講風景をカメラ等により撮影・録画し、録画した映像を乙がこのホームページ上で各種広告、教材等として利用すること。
- (3) 本講座により提供される商品、内容等に変更があり得ること。

第6条 (本講座の提供の拒否)

乙は、本契約締結後、以下の項目の一つにでも該当することが判明した場合は、甲に対する本講座の提供を拒否又は中止することができるものとする。なお、拒否又は中止した場合であっても、乙は、本講座に関して支払われた料金を返還する義務を負わないものとする。

- (1) 甲が、以前に乙との間で締結された契約又は利用規約違反等により、乙から契約解除又はサービス等の利用取消し等を受けていた場合
- (2) 甲の申込内容に虚偽が含まれているその他の不正行為があった場合
- (3) その他乙が甲を本講座の受講者とすることを不適切と判断した場合

第7条 (禁止行為)

1. 甲は、次に定める行為をしてはならない。

- (1) 他の受講者若しくは乙の関係者に迷惑を掛ける行為又は本講座の進行を妨げ若しくは批判・誹謗中傷する行為
- (2) 本講座の受講中に途中退席した場合の受講料の返金請求
- (3) 本講座を通じて、若しくは本講座に関連して、営利を目的とした行為若しくは受講者を勧誘する行為（ネットワークビジネス、宗教勧誘等を含むが、これに限られない。）又はその準備行為
- (4) 乙の承諾を得ずに本講座を撮影・録画等により保存し、自己利用目的以外に利用すること。
- (5) 法律に違反する行為又は違反するおそれのある行為
- (6) 本規約の定めに違反する行為又はそのおそれのある行為
- (7) 乙又は第三者を誹謗中傷し、又は名誉を傷つけるような行為
- (8) 乙又は第三者の財産、名誉・プライバシーを侵害し、又は侵害するおそれのある行為
- (9) 乙の業務を妨害する行為
- (10) 公序良俗に反する内容の情報、文書及び図形等を他人に公開する行為

- (11) その他本講座の講師及び乙が不適切と判断する一切の行為
2. 乙は、甲が前項各号に該当する行為を行った場合、甲に対し、本講座の提供を拒否又は中止することができる。なお、拒否又は中止した場合であっても、乙は、本講座に関して支払われた料金を返還する義務を負わないものとする。

第8条 (権利及び地位の譲渡等)

甲及び乙は、互いに相手方の事前の書面による同意なくして、本契約上の地位を第三者に承継させ、又は本契約から生じる権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、引き受けさせ若しくは担保に供してはならない。

第9条 (知的財産権)

1. 本講座を構成する又は本講座に付随するすべての意匠権及び商標権の産業財産権、著作権（著作権法第27条及び第28条に規定されている権利を含む。）等の知的財産権は、特に定めのない限り、乙又は乙が権利を付与する第三者に帰属するものとする。
2. 甲は、乙から本講座に関して提供される情報又はファイルの全てにつき、本講座を受講する目的又は本講座において許諾された方法のみで使用できるものとし、それ以外の方法（複製、頒布、譲渡、自動公衆送信等を含むが、これに限られない。）によっては、一切使用することはできないものとする。

第10条 (機密保持)

1. 甲及び乙は、本契約に関して相手方から開示又は提供された個人情報（個人情報保護法第2条第1項に規定するものをいう。）、他の受講生に関する情報、企業情報、その他すべての情報（以下「機密情報」という。）を善良なる管理者の注意をもって取扱い、事前に書面により相手方の同意を得ることなく、本契約の目的以外に使用し、又は第三者（法令上守秘義務のある専門家を除く。）に開示又は提供してはならない。ただし、個人情報及び顧客情報を除く機密情報のうち、次の各号のいずれかに該当するものについてはこの限りではない。
- (1) 開示又は提供の前後を問わず公知となった情報
 - (2) 開示又は提供された時点において、既に自己が保有している情報
 - (3) 開示又は提供によらず、独自に取得した情報
 - (4) 機密保持義務を負うことなく正当な権限を有する第三者から合法的に入手した情報
2. 本条の機密情報保持義務は、本契約終了後も存続するものとする。

第11条 (反社会的勢力の排除)

1. 甲及び乙は、相手方に対し、現在及び将来にわたり、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し保証する。
 - (1) 自己又は自己の役員が暴力団・暴力団員・暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員・暴力団関係企業・総会屋等・社会運動標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「反社会的勢力」という。）に該当すること
 - (2) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (3) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (4) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
 - (5) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (6) 役員又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - (7) 自己又は第三者をして暴力的要求、脅迫的言動、法的責任を超えた不当な要求、風説の流布・偽計・威力等による他人の信用毀損・業務妨害を行うこと
2. 甲又は乙は、相手方が前項の表明・保証に違反して、前項各号の一にでも該当することが判明したときは、何らの催告をせず、直ちに本契約を含む甲乙間のすべての契約を解除することができるとともに、被った損害の賠償を請求することができる。

第12条 (損害賠償)

1. 乙は、本契約の履行に関し、甲の責に帰すべき事由により損害を被った場合、乙に対して、通常生ずべき損害及び予見し、又は予見することができた特別の事情による損害について、損害を請求することができる。
2. 甲は、本契約に関して第三者に損害を生じさせた、その他第三者との問題については、自己責任で解決するものとし、乙は一切の責任を負わないものとする。

第13条 (不可抗力免責)

天災地変、戦争、暴動、内乱、テロリズム、重大な疫病、その他の不可抗力、法令の制定・改廃・公権力による命令・処分、争議行為、輸送機関・通信回線等の事故、その他甲又は乙の責に帰することができない事由による本契約の全部又は

一部の履行遅滞及び履行不能については、甲及び乙はいずれも責任を負わないものとする。但し、当該事由により影響を受けた当事者は、当該事由の発生を速やかに相手方に通知するとともに、その費用負担等につき協議の上、復旧するための最善の努力をするものとする。

第14条 （準拠法・合意管轄）

本契約は日本法に基づき解釈されるものとし、甲乙間の協議によっても、本契約に関する紛争が円満に解決できない場合は、甲及び乙は、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として紛争を処理するものとする。

第15条 （協議）

本契約に定めのない事項及び本契約の解釈に疑義が生じた場合については、甲、乙双方誠意をもって協議し、その解決にあたるものとする。

本契約の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保持する。

2022年10月7日

（署名欄）

甲：住所 愛知県一宮市南小湊2556

氏名 中村 美穂

乙：所在地 東京都大田区南馬込 6-25-7-306

名称 シャイニングハートラボ

代表者 蘭野いっこ